令和6年度

姬新線利用促進·活性化同盟会総会

と き:令和6年7月16日(火)午後2時30分~

ところ: 龍野経済交流センター 会議所ホール

姬新線利用促進•活性化同盟会

令和6年度 総会次第

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 顧 問 挨 拶
- 4 来賓紹介・挨拶
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 令和5年度事業報告について
 - (2) 議案第2号 令和5年度歳入歳出決算報告について
 - (3) 議案第3号 役員の選出について
 - (4) 議案第4号 令和6年度事業計画(案) について
 - (5) 議案第5号 令和6年度歳入歳出予算(案) について
 - (6) その他
- 6 閉 会

議案第1号

令和5年度 事業報告について

1 要望活動

(1) 要望書提出

(と き) 令和5年10月20日

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

(と き) 令和5年7月18日(火)午後2時30分~

(と こ ろ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(議 題) 承認第1号 令和4年度事業報告について

承認第2号 令和4年度歳入歳出決算報告について

議案第1号 令和5年度事業計画(案)について

議案第2号 令和5年度歳入歳出予算(案)について

(結果) 全議案について、原案どおり承認

(2) 推進会議

(開催回数) 4回

(ところ) たつの市役所、佐用町役場等

(内 容) 利用促進活動等について協議・調整、姫新線に関する情報共有

3 利用促進活動

(1) 利用促進PRの実施

ア 広域時刻表の発行

(発行部数) 8,000部

(設置場所) 県(県庁・県民局)、姫新線沿線市町(市役所・町役場、公民館、 図書館)、沿線高校、宍粟市役所及び株式会社ウイング神姫等

イ 龍野北高校と協力した利用促進ポスターの作成

(発行枚数) 500枚(各250枚)

(設置場所) 県(県庁・県民局)及び姫新線沿線市町(市役所・町役場、その他公共施設、自治会)

ウ 利用促進・啓発横断幕の作成・設置

(作成枚数) 2枚

(設置場所) 網干総合車両所余部派出所

エ JR姫新線駅カードの作成

(作成枚数) 2100枚

(配布場所) 播磨新宮駅、佐用駅、ふれあいの里上月

オ サイクルスタンドの設置

(作製台数) 22台

(設置場所) 西はりま天文台 外

カ 姫新線を利用した遠足等のお菓子助成

(申 請 数) 4 園

(配布人数) 159名

キ ノベルティ作製(オリジナルスライドパズル)

(作製枚数) 530枚

(配布場所) イベント開催時

ク 同盟会主催(共催)イベントの開催

くひまわりツアー>

開催日:令和5年7月20日(木)

<ミニSL乗車会>

開催日:令和5年7月23日(日)

<なつやすみは姫新線に乗ろう!工作体験教室&金出地ダム見学ツアー >

開催日:令和5年8月20日(日)

< 姬新線車両基地社会科見学会>

開催日:令和5年10月3日(火)

<栗ひろい&宿場町散策ツアー>

開催日:令和5年10月7日(土)

<西播磨ドローンレース大会>

開催日:令和5年10月28日(土)

<ぶらたつの「觜崎宿と千本宿を巡る旅」>

開催日:令和5年10月28日(土)

< J R 姫新線映像コンテスト>

開催期間:令和5年10月30日(月)から令和6年1月19日(金)まで

<遊びにおいでよ! 姫新線車両基地ファミリー見学会へ!>

開催日:令和5年11月23日(木)

<星降る姫新線旅>

開催日:令和5年12月16日(土)

<屏風岩・鶴嘴山 里公園ハイキング>

開催日:令和6年2月3日(土)

ケ 各種地域イベントでの積極的なPR

<佐用町南光ひまわり祭り>

開催日:令和5年7月15日(土)から7月30日(日)まで

くたつの市民まつり>

開催日:令和5年11月3日(金・祝)

<佐用町大収穫祭>

開催日:令和5年11月3日(金・祝)

<オータムフェスティバルin龍野>

開催日:令和5年11月25日(土)、26(日)

議案第2号

令和5年度 歳入歳出決算報告について

歳入5,238,109円歳出1,812,688円差引3,425,421円

1 歳 入 (単位:円)

(十四・17)									
事 項	予算額	収入済額	過不足額	説明					
市町負担金	1, 600, 000	1, 600, 000	0	姫路市 581,000 たつの市 631,000 佐用町 388,000					
県 負 担 金	1, 500, 000	1, 500, 000	0	中播磨県民センター 600,000 西播磨県民局 900,000					
前年度繰越金	2, 045, 283	2, 045, 283	0	前年度繰越金					
諸 収 入	14, 717	92, 826	78, 109	預金利息 26 ひまわりツアー参加料 6,500 ミニSL乗車会参加料 38,800 栗ひろい&宿場町散策ツアー参加費 24,500 千本・觜崎イベント参加料 23,000					
合 計	5, 160, 000	5, 238, 109	78, 109						

2 歳 出 (単位:円)

	事 項	予算額	支出済額	不 用 額	説明
Ź	会 議 費	30,000	25, 020	4, 980	
	会 議 費	30,000	25, 020	4, 980	総会会場使用料等
Ę	事 務 費	72,000	6, 474	65, 526	
	需 用 費	60,000	0	60, 000	
	通信運搬費	12,000	6, 474	5, 526	郵券料等
1	事 業 費	5, 048, 000	1, 781, 194	3, 266, 806	
	要望活動費	110,000	0	110, 000	
	利用促進費	4, 938, 000	1, 781, 194	3, 156, 806	各種イベント 等
=	予備費	10,000	0	10, 000	
	予 備 費	10,000	0	10, 000	
	合 計	5, 160, 000	1, 812, 688	3, 347, 312	

監査報告書

令和6年6月11日

姫新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 姫路市議会 議長

令和5年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について 標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和6年6月11日(火)午後1時30分から
- 2 場所 姫路市役所
- 3 所見

令和5年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

監 査 報 告 書

令和6年6月14日

姫新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 佐用町議会 議長 午種 和英

令和5年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について 標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和6年6月14日(金)午後2時から
- 2 場所 佐用町役場
- 3 所見

令和5年度の出納その他会務の執行について監査したところ、賭帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

議案第3号

役員の選出について

姫新線利用促進・活性化同盟会規約第5条及び6条より

役職名	人数
会 長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	若干名

(任期は2か年・ただし、再任を妨げない)

議案第4号

令和6年度 事業計画(案)について

1 要望活動

(1) 要望会開催

(と き) 令和6年8月(予定)

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

(と き) 令和6年7月16日(火)

(と こ ろ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(議 題) 議案第1号 令和5年度事業報告について

議案第2号 令和5年度歳入歳出決算報告について

議案第3号 役員の改選(案)について

議案第4号 令和6年度事業計画(案)について

議案第5号 令和6年度歳入歳出予算(案)について

(2) 推進会議

毎月1回、佐用町役場等で開催

3 利用促進活動

(1) 利便性向上PRの実施

現在リニューアルを進めている同盟会ホームページをはじめとした各種広報媒体により、沿線住民や観光客に姫新線の利便性を幅広くPRし、利用促進と姫新線の認知度の向上を図る。

(2) 同盟会イベントの開催

同盟会が主催となり、姫新線を活用したイベントを企画・実施し、姫新線の魅力を発信する。

(3) 各種イベント事業への積極的な参加

沿線地域で開催される各種イベントと連携・協力し、姫新線を利用した参加を呼び掛け、利用促進につなげる。

参考:構成団体により実施されている事業

- ・姫新線で通勤・通学する者に対する駐車場、駐輪場料金の助成
- ・団体で姫新線を利用するものに対する切符の支給
- ・大学生等に対する通学定期券購入費の助成
- ・パーク&ライドのための駐車場・駐輪場の整理及び管理
- ・駅舎および駅前広場の整理及び管理
- ・コミュニティバス、デマンド交通等二次交通の運行

令和6年度 歳入歳出予算(案)について

1 歳 入 (単位:円)

事 項	本年度予算額	前年度予算額	増減額	説明		
市町負担金	1, 600, 000	1, 600, 000	0	姫路市 581,000 たつの市 631,000 佐用町 388,000		
県 負 担 金	1, 500, 000	1, 500, 000	0	中播磨県民センター 500,000 西播磨県民局 1,000,000		
前年度繰越金	3, 425, 421	2, 045, 283	1, 380, 138	前年度繰越金		
諸 収 入	24, 579	14, 717	9, 862	イベント参加料 預金利息		
合 計	6, 550, 000	5, 160, 000	1, 390, 000			

2 歳 出 (単位:円)

事項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明		
会 議 費	30, 000	30, 000	0			
会 議 費	30,000	30, 000	0	会場使用料等		
事 務 費	72,000	72, 000	0			
需 用 費	60,000	60, 000	0	事務用品等		
通信運搬費	12,000	12, 000	0	郵券料		
事業費	6, 438, 000	5, 048, 000	1, 390, 000			
要望活動費	110,000	110, 000	0	JR・国等への要望会		
利用促進費	6, 328, 000	4, 938, 000	1, 390, 000	各種利用促進活動 乗降調査		
予備費	10,000	10, 000	0			
予 備 費	10,000	10, 000	0			
合 計	6, 550, 000	5, 160, 000	1, 390, 000			

市町負担金の内訳 (単位:円)

	市町	'名		本	年	度	前	年	度	増	減	額
姫	路	;	市		581	, 000		581,	, 000			0
た	つ	0	市		631	, 000		631,	, 000			0
佐	用		町		388	, 000		388,	, 000			0
	合	計			1,600	, 000		1, 600,	, 000			0

県負担金の内訳 (単位:円)

市町名	本 年 度	前 年 度	増 減 額		
中播磨県民センター	500, 000	600, 000	▲ 100,000		
西播磨県民局	1,000,000	900, 000	100, 000		
合 計	1, 500, 000	1, 500, 000	0		

姬新線利用促進·活性化同盟会規約

(目的)

第1条 この会は、姫新線姫路上月駅間における年間300万人乗車を目標とする利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿線の活性化を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等の PR活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を 達成するために必要な事業
 - (2) より安全で快適な輸送環境(駅舎、軌道及び車両等の施設・設備)を 確保するために必要な事業
 - (3) より便利で効率的な輸送環境(増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運 行形態)を確保するために必要な事業
 - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって 構成する。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監事 若干名

(役員の選任方法及び任期)

- 第6条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、この会の経理を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

- 第9条 この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決による。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

この規約は、平成2年8月7日から施行する。

附則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この規約は、平成22年7月8日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。